

犬山市議会第45号議案

調停の申立てについて

みどりヶ丘ちびっこ広場のフェンス等が損壊したことに關し、隣接する民地所有者と当該フェンス等の修繕について協議をするため、名古屋簡易裁判所へ調停を申し立てることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

犬山市長 原 欣 伸

（説 明）

この案を提出するのは、みどりヶ丘ちびっこ広場のフェンス等が損壊したことに關し、隣接する民地所有者と当該フェンス等の修繕について協議をするため、調停を申し立てる必要があるからである。

(案)

※ 附属書類については
添付を省略しています。

民事調停申立書

令和7年 月 日

名古屋簡易裁判所 御中

申立人 犬 山 市

当事者 別紙当事者目録のとおり

工作物修繕等請求調停事件

調停目的物の価額 536,800円

ちょう用印紙額 3,000円

申立ての趣旨

(申立て 1)

相手方は、別紙物件目録記載の土地上に設置された別紙工作物目録記載の各工作物を修理する。

又は

(申立て 2)

相手方は、申立人に対し、相当額の金員を支払う。
との調停を求める。

紛争の要点（申立の実情）

第 1 事案の概要

本件は、令和 4 年 8 月 1 8 日（木）に発生した倒木事故により、申立人が所有、管理する公園上のフェンス及び照明灯が損壊したことに對し、主位的にはその修理を、予備的には修繕費相当額の損害賠償を求める事案である。

第 2 当事者

- 1 申立人は、愛知県内の普通地方公共団体である。
- 2 相手方は、資産運用及び管理に関するコンサルティング等を業とする有限会社である。

第 3 本件各土地及び本件各工作物の所有者及び占有者

- 1 申立人は、別紙物件目録記載の土地（「みどりヶ丘ちびっこ広場」の敷地。以下、「申立人土地」という。）、及び同土地上に設置されている別紙工作物目録記載のフェンス及び照明灯（以下、「本件フェンス」「本件照明灯」、又はまとめて「本件各工作物」という。）の所有者である（甲 1、2）。
- 2 相手方は、申立人土地と隣接する犬山市大字羽黒字堂ヶ洞 2 0 番 1 5 7 の土地（地目：山林、地積：5 1 8 m²。以下、「相手方土地」という。）の所有者であり、下記の樹木（以下、「本件樹木」という。）の占有者かつ所有者で

ある（甲３）。

第４ 本件各工作物の設置・管理の経緯

- 1 本件フェンスは、昭和５９年９月５日、住宅開発弘洋株式会社が設置し、同年１１月２０日より申立人が所有、管理を行っている。
- 2 本件照明灯は、平成１２年２月１９日、緑ヶ丘自治会が設置し、その後所管替えを行い、申立人が所有、管理を行っている。

第５ 相手方の土地工作物責任

- 1 令和４年８月１８日（木）、相手方土地敷地内にある本件樹木が、申立人土地（公園）側に倒れ、本件フェンス２スパン及び本件照明灯の支柱を損壊する事故が発生した（以下、「本件事故」という。甲４）。
- 2 本件事故発生約１ヶ月前である令和４年７月１０日（日）、相手方土地上の樹木が市道側に倒れる事故が発生し、通行上支障をきたす状態となっていたため、申立人担当者が該当部分の撤去作業を行った（甲５）。

その後、申立人は、相手方に対し、同月１２日（火）付けで、倒木の撤去及び剪定を依頼する文書を送付したが（甲６）、相手方がその対応をしなかった。

そのため、本件事故発生時点で、相手方は、本件樹木が倒木の危険性が高いことを承知していたにもかかわらず何らの対処もせず、その結果、本件事故が発生した。

- 3 このように、本件事故は予見不能な天災等によるものではなく、相手方が倒木の危険性が高いことを承知しながら倒木を未然に防ぐ措置をとらなかったことが原因であり、「竹木の栽植又は支持に瑕疵がある」ものであるから、本件樹木の占有者である相手方は土地工作物責任を負う（民法７１７条２項、同１項）。

第６ 申立人の求める解決

- 1 申立人は、本調停において、相手方が自己の費用負担において本件各工作物の修繕をすることを求める。

- 2 上記1に応じられない場合は、申立人は、相手方に対し、土地工作物責任に基づき、本件各工作物の修繕費相当額として53万6800円（甲7、8）の支払を求める。

第7 関連事実

- 1 申立人は、相手方に対し、本件フェンス損壊箇所と本件照明灯の修繕をするよう求め、令和4年9月2日には現地立会を行うなど、再三の修繕の交渉をしてきた。
- 2 相手方は、当初は修繕内容について協議に応じていたが、修繕の対応が無かったため、令和5年7月31日付けで再度対応を求める文書を送付した（甲9）。令和5年9月頃からは、本件事故について責任がないため修繕はしない旨主張するようになった。その後、申立人は相手方に対して令和6年9月27日付け文書にて本件各工作物の修復を依頼したが（甲10）、協議がまとまる目処が立たなかったため、本調停を申し立てた次第である。

以上

証 拠 方 法

本日付け証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

- | | |
|--------------|-----|
| 1 申立書副本 | 1 通 |
| 2 甲号証写し | 各2通 |
| 3 証拠説明書 | 2 通 |
| 4 資格証明書（相手方） | 1 通 |

(別紙) 物件目録

(土地の表示)

所在 犬山市大字羽黒字堂ヶ洞

地番 2 0 番 1 5 6

地目 公園

地積 2 9 0 m²

(別紙) 工作物目録

(工作物の表示)

所在 犬山市大字羽黒字堂ヶ洞 2 0 番 1 5 6

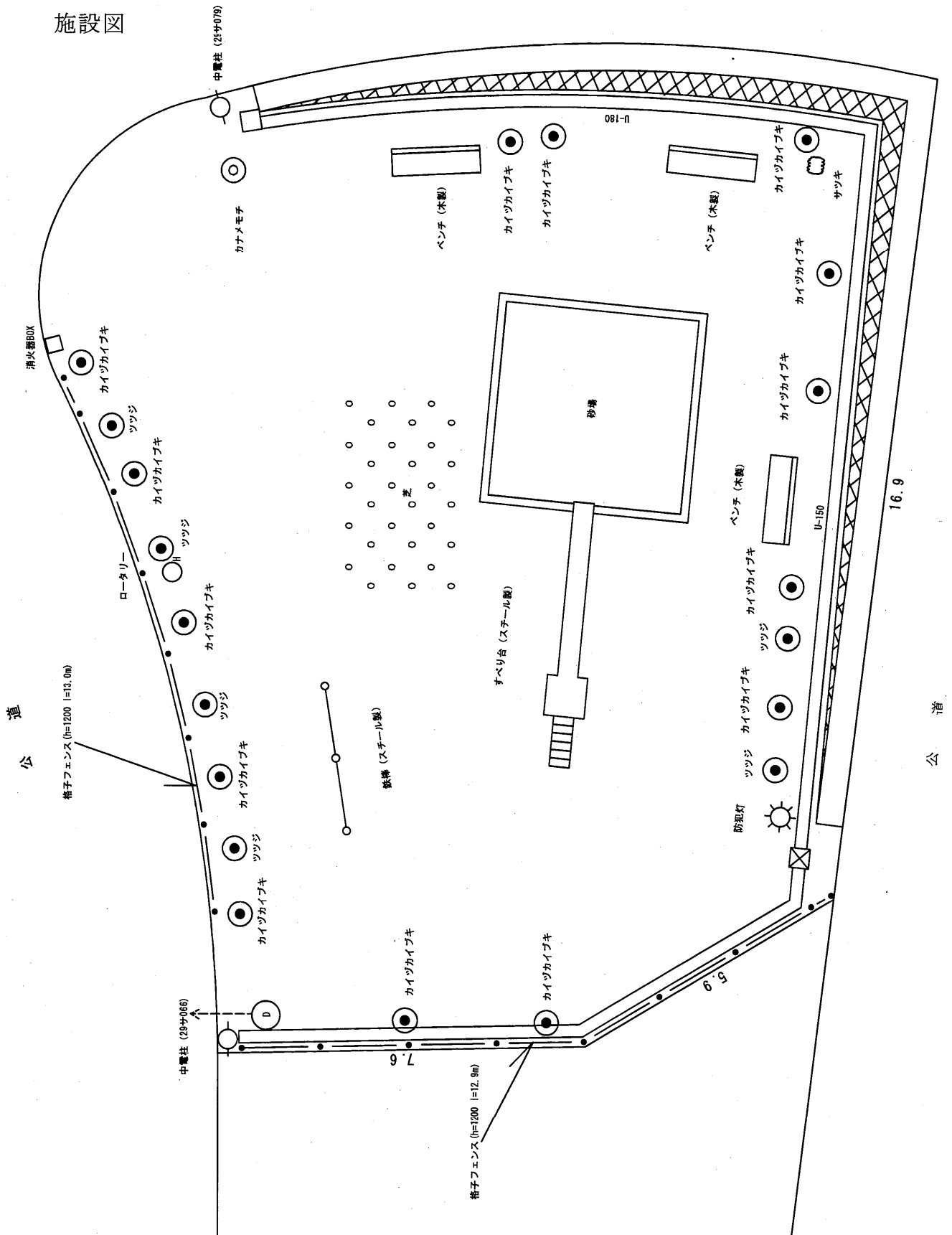
種類 フェンス (幅 2. 0 m × 2 スパン = 4. 0 m) 高さ 1. 2 m

(工作物の表示)

所在 犬山市大字羽黒字堂ヶ洞 2 0 番 1 5 6

種類 照明灯 1 基 (スチール支柱)

施設図



フェンス



照明灯



(別紙) 当事者目録

4 8 4 - 8 5 0 1

愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

申 立 人 犬 山 市
上記申立人代表者市長 原 欣 伸

電話 0568-44-0344

F A X 0 5 6 8 - 4 4 - 0 3 6 6

(担当課 都市整備部土木管理課)

T [REDACTED]

相手方

上記相手方代表者代表取締役